

感染が疑われる場合等の対応マニュアル

本マニュアルは、新型コロナウイルス対策行動計画の「感染が疑われる場合の対応」、「感染した場合の対応」に関する留意事項を記載しています。

1 感染が疑われる場合等の対応

(1) 相談窓口

一般的なウイルス感染に関する疑問や体調不良に関する学内相談窓口は下記のとおりです。

電話、FAX 又はメール（以下「電話等」という。）で連絡してください。

○滝沢キャンパス 健康サポートセンター

電話 019-694-2030 メール tk-covid19@ml.iwate-pu.ac.jp FAX 019-694-2031

○宮古キャンパス 宮古事務局（保健室）

電話 0193-64-2230 メール myk-covid19@ml.iwate-pu.ac.jp FAX 0193-64-2234

(2) 発熱などの風邪症状がみられた場合の対応

感染拡大防止のため、発熱などの風邪症状がみられた場合は、登校や出勤はせずに外出を控え、自宅療養に努めるとともに、医療機関を受診するようにしてください。かかりつけ医等を受診する場合は、事前に電話にて相談してください。どの医療機関を受診したらよいかわからない場合や夜間休日の場合は、いわて健康フォローアップセンターへ電話で相談してください。

○ いわて健康フォローアップセンター

電話 0570-089-005 受付時間 24 時間対応全日（土日祝含む）

5類感染症に移行後（令和5年5月8日以降）の国の取扱いは、次のとおりです。

新型コロナウイルス感染症の令和5年5月8日以降の取扱いについて〔R5.4.14 厚生労働省HP一部抜粋〕

Q 1：新型コロナウイルス感染症は、他の人にうつすリスクはどれくらいありますか？

新型コロナウイルス感染症では、鼻やのどからのウイルスの排出期間の長さに個人差がありますが、発症2日前から発症後7～10日間は感染性のウイルスを排出しているといわれています（参考1）。発症後3日間は、感染性のウイルスの平均的な排出量が非常に多く、他人に感染させるリスクが高いことに注意してください。また、排出されるウイルス量は発熱やせきなどの症状が軽快するとともに減少しますが、症状軽快後も一定期間ウイルスを排出するといわれています。

参考1 国立感染症研究所のデータによれば、感染力のあるウイルスを排出する患者の割合は、症状が続いている患者も含め、発症日を0日目として8日目（7日間経過後）で15%程度、11日目（10日間経過後）で4%程度となります。

Q 2：新型コロナウイルス感染症にかかったら、どのくらいの期間外出を控えればよいのでしょうか？

（1）外出を控えることが推奨される期間・特に発症後5日間が他人に感染させるリスクが高いことから、発症日を0日目（※1）として5日間は外出を控えること（※2）、かつ、・5日目に症状が続いている場合は、熱が下がり、痰や喉の痛みなどの症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、外出を控え様子を見ることが推奨されます。症状が重い場合は、医師に相談してください。

（※1）無症状の場合は検査採取日を0日目とします。

（※2）こうした期間にやむを得ず外出する場合でも、症状がないことを確認し、マスク着用等を徹底してください。

（2）周りの方への配慮 10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性があることから、不織布マスクを着用し、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮しましょう。発症後10日を過ぎても咳やくしゃみ等の症状が続いている場合には、マスクの着用など咳エチケットを心がけましょう。

(3) 新型コロナウイルス感染症と診断されなかった場合

医療機関を受診し、新型コロナウイルス感染症やその他の出席・出勤停止を要する感染症（季節性インフルエンザ等）と診断されなかった場合であっても、発熱等の風邪症状がある場合は、登校・

出勤はせず、解熱[※]し、発熱以外の症状が軽快して24時間程度が経過するまでは、自宅療養に努めてください。検査を受けた経緯や症状、検査結果等は、健康サポートセンター又は宮古事務局（保健室）（以下、「健康サポートセンター等」という。）へ電話等で連絡してください。

※ 解熱剤を服用していないことを条件とする。

2 本人が感染した場合の対応

(1) 新型コロナウイルス感染症と診断された場合の対応

健康サポートセンター等へ電話等で連絡してください。主な報告の内容は、次のとおりです。

- 氏名、学部、学年、学籍番号、現在の連絡先
- 検査日(受診医療機関名)、検査を受けるまでの経緯
- 症状の有無(発症からの症状の経過)、行動確認(学内登校出勤の有無等)

(2) 登校及び出勤について

新型コロナウイルス感染症と診断された場合は、「発症日の翌日から起算して5日間」かつ「5日目に症状が続いていた場合は、解熱し、発熱以外の症状が軽快して24時間程度が経過するまで」は登校・出勤することはできません。

10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性の疫学的知見から、不織布のマスクを着用し、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮してください。

3 同居する家族等が感染した場合の対応

(1) 同居する家族等が新型コロナウイルス感染症と診断された場合の対応

同居する家族等の検査結果等について、健康サポートセンター等へ電話等で連絡してください。

(2) 登校及び出勤について

同居する家族等が新型コロナウイルス感染症と診断された場合、同居する家族等が「発症日の翌日から起算して5日間」かつ「5日目に症状が続いていた場合は、解熱し、発熱以外の症状が軽快して24時間程度が経過するまで」の期間は、登校・出勤せず、健康観察に努めるようにしてください。

10日間が経過するまでは、ウイルス排出の可能性の疫学的知見から、不織布のマスクを着用し、高齢者等ハイリスク者と接触は控える等、周りの方へうつさないよう配慮してください。

4 その他

感染が拡大する可能性がある場面等においては、登校・出勤を控えるようお願いする場合もあります。

参考 [令和5年5月7日までの濃厚接触者の定義] 厚生労働省

発症2日前又は検体採取日2日前の期間から

■同居している方

■陽性者のマスク着用が不十分な状態(必要な感染予防策なし)で、手で触れる事のできる距離
(目安として1メートル)において、15分以上の会話や食事、カラオケ、喫煙などをした方

■換気が不十分な状態で長時間車内に一緒にいた方

《問合せ窓口》

学生・教職員 :

滝沢キャンパス 健康サポートセンター

電話 019-694-2030

Mail tk-covid19@ml.iwate-pu.ac.jp

宮古キャンパス 保健室

電話 0193-64-2230

Mail myk-covid19@ml.iwate-pu.ac.jp